

# 第1回

# いきいき雪国やまがた県民会議

平成28年11月25日

# 1. いきいき雪国やまがた県民会議の創設について

## (1) 県民会議創設の背景について

### 「雪国」としての本県の対応の方向性

－やまがた創生総合戦略（H27.10）－

人口減少・高齢化の進行

地域コミュニティ弱体化・産業活力低下のおそれ

○「住んでよし」の安全・安心な雪国づくり



○雪を活用して冬の観光を拡大



○雪を活かして地域産業を振興



県民と目指すべき方向、目標を共有

# 1. いきいき雪国やまがた県民会議の創設について

## (2) 県民会議創設の趣旨等について

### 創設の趣旨

- 豪雪県である本県は、降雪期にあっても安全・安心で快適な暮らしを実現するとともに、雪を魅力ある貴重な地域資源と捉え、雪に親しむ意識の醸成及び雪の利活用の拡大により、「住んでよし、訪れてよし」の活力ある雪国を創り上げていく必要がある。
- そのため、県民の雪に対する発想の転換を促し、雪による地域活性化に向けて、各界・各層からの参画を得て「いきいき雪国やまがた県民会議」を創設し、県民の機運を高めていく。



### 県民会議の役割

県民会議は、以下の事項に関する情報発信及び普及啓発活動を県民に対して行う。

- (1) 安全・安心に対する意識向上
- (2) 雪の魅力の再認識
- (3) 雪の利活用の促進

# 1. いきいき雪国やまがた県民会議の創設について

## (3) 県民会議の当面の取組みについて

### ① ウェブサイトによる情報発信

県民会議のウェブサイトを構築し、安全・安心に対する意識向上、雪の魅力の再認識、雪の利活用の促進に向けた情報を幅広く発信していく。

#### 【掲載情報の例】

○安全・安心に対する意識向上

(例) ・安全な除排雪の実践に関する情報

○雪の魅力の再認識

(例) ・雪文化の伝承や雪遊び体験機会の提供を行う個人・団体  
・各地域の雪祭り、参加型の雪遊びイベント

○雪の利活用の促進

(例) ・県内企業が開発した消融雪装置・システム  
・県内の雪関連のお土産品

○県及び市町村等の雪関連施策に関する情報（各種支援制度等）

### ② 来年度以降の取組みの検討

雪に対するポジティブキャンペーンの展開など。

## 2. いきいき雪国やまがたづくりに向けた取組みの方向性について

### 目指す姿

### 主な取組みの方向

安全安心な暮らしの実現

- 地域除排雪体制の強化、除雪担い手の確保
- 克雪住宅の普及など住環境の整備
- 冬期間の生活支援サービスの確保

雪の魅力の再認識

- 雪に親しむことのできる機会の創出
- 雪国文化の伝承
- 雪のポジティブキャンペーンの展開

冬の交流人口拡大

- 雪祭りなど冬季イベントの充実
- 山形の冬を体験できる観光商品の造成
- 雪を活かしたインバウンドの推進

雪を活かした地域産業の振興

- 雪氷熱エネルギーの導入拡大
- 雪を活かした農産物の高付加価値化
- 雪国生活の利便性向上につながる研究開発の促進

### 3. いきいき雪国やまがたづくり宣言（案）について

#### いきいき雪国やまがたづくり宣言（案）

すべての県民が安心して暮らし、雪国ならではの文化や雪まつりなどを楽しみ、国内外から多くの人々が訪れる「いきいき雪国やまがた」を創り上げていくため、以下の取組みを進めます。

- 1 雪の持つマイナス面を受け止め、協力し支えあいながら、雪とともに暮らしていきます。
- 2 先人が育んできた雪国の豊かな文化や精神性を誇りに思い、未来に向けて磨き上げていきます。
- 3 雪を地域の魅力や資源としてプラスに捉え、雪国ならではの産業振興と地域活性化に繋げていきます。

平成28年11月25日  
いきいき雪国やまがた県民会議

# 【参考】いきいき雪国やまがた県民会議設置要綱

## （設置の目的）

第1条 県民の雪に対する発想の転換を促し、雪の利活用の拡大による地域活性化に向けた県民の機運を高めていくため、いきいき雪国やまがた県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する

## （所掌事項）

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）安全、安心に対する意識向上のための情報発信及び普及啓発
- （2）雪の魅力を再認識するための情報発信及び普及啓発
- （3）雪の利活用の促進に向けた情報発信及び普及啓発

## （組織）

第3条 この県民会議は、山形県及び別記の団体等をもって構成する。

- 2 県民会議に会長を置き、山形県知事をもって充てる。

## （会議）

第4条 県民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に前条第1項に掲げる以外の団体等を出席させることができる。

## （事務局）

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県企画振興部市町村課に置く。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

## 別記

団体等の名称
山形県市長会
山形県町村会
社会福祉法人山形県社会福祉協議会
公益社団法人山形県観光物産協会
山形県商工会議所連合会
山形県商工会連合会
公益財団法人山形県企業振興公社
国立大学法人山形大学工学部
国立研究開発法人防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所
山形県青少年教育施設協議会
特定非営利活動法人クリエイトひがしね
新庄市雪の里情報館